

広報 仁木 9

北海道仁木町広報紙 / 令和3年9月9日発行 通算802号

令和3年
2021



特集 仁木町人事行政の運営等の状況



●ひとの動き (令和3年8月31日現在 住民基本台帳より)
人口/3,169人 (前月比+4) 男性/1,534人 (前月比-1) 女性/1,635人 (前月比+5) 世帯数/1,668世帯 (前月比±0)
外国人人口/79人 男性/14人 女性/65人 世帯数/74帯 ※外国人人口及び世帯数は外数です

令和2年度 仁木町 人事行政の運営等の状況

仁木町では、地方公務員法第58条の2の規定により、人事行政運営における公正性及び透明性を確保するため「仁木町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定しています。この条例に基づき、仁木町職員の前年度(令和2年度)の給与、勤務条件等の状況について公表します。



3 職員の給与の状況

国家公務員の給与は、人事院の行う民間給与の実態調査結果に基づく給与勧告を受け、国会の審議を経て法律で定められているところですが、仁木町職員の給与は、この人事院の給与勧告に準拠した内容をもって、仁木町議会の審議を経て、条例で定めています。

なお、仁木町の給与水準(ラスパイレズ指数)は、国家公務員の給与を100としてみると、令和2年4月1日現在 97.3となっています。(平成31年4月1日現在 98.9)

●人件費の状況 (令和2年度一般会計決算統計より)

歳出総額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)	前年比
4,119,743千円	611,104千円	14.8%	-1.2%

※うち職員給与費353,864千円。

●給与費の状況 (令和3年度一般会計予算より)

職員数(A)	職員給与費(単位:千円)			計(B)	1人当たりの給与費(B/A)	平均年齢
	給料	職員手当	期末勤労手当			
63	221,601	44,156	88,385	354,142	5,621	39歳

※職員給与費には、議会の議員・町長などの特別職に支給する給料・報酬などは含まれない。
※職員給与費には退職手当は含まれない。
※職員数には、再任用短時間職員を含む。

●初任給と平均給料月額 (令和3年4月1日現在)

区分	初任給	採用2年目経過日給料額
一般 大学卒	182,200円	193,900円
行政職 高校卒	150,600円	158,900円

一般職平均給与月額
291,760円

●特別職の給料月額等 (令和3年4月1日現在)

区分	給料月額	区分	報酬月額	期末手当の支給割合
町長	636,000円	議長	239,000円	6月期 2.225月分 12月期 2.225月分
副町長	562,000円	副議長	193,000円	
教育長	524,000円	常任委員長	178,000円	計 4.45月分
適用年月日 平成20年4月1日		議会運営委員長	178,000円	
		議員	160,000円	
		適用年月日 平成17年4月1日		

●職員手当の状況 (令和3年4月1日現在)

扶養手当	■子:10,000円 ■子を除く扶養親族:6,500円 ■15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子:1人5,000円加算																														
住居手当	■借家の場合:家賃の額に応じて27,000円を限度に支給(家賃12,000円以下は支給なし)																														
通勤手当	■交通機関利用者:運賃の額55,000円を限度に支給 ■自家用車利用者:距離に応じて2,000円~31,600円の範囲で支給																														
日直手当	■日額:4,400円																														
管理職手当	■管理又は監督する職員に支給 ・課長職:月額41,000円 ・主幹職:月額32,000円																														
管理職員特別勤務手当	■管理職手当支給対象職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務運営の必要により週休日等に勤務した場合に支給:6時間まで6,000円、6時間超9,000円 ■管理職手当支給対象職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給:3,000円																														
特殊勤務手当	■平成18年度から全て廃止																														
時間外勤務手当	■正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員に支給																														
期末手当及び勤労手当	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">仁木町</th> <th colspan="2">国</th> </tr> <tr> <td>6月期</td> <td>1.275月分</td> <td>6月期</td> <td>1.275月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.275月分</td> <td>12月期</td> <td>1.275月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.55月分</td> <td>計</td> <td>2.55月分</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4.45月分</td> <td>合計</td> <td>4.45月分</td> </tr> </table> <p>・制度上の段階、職務の級による加算措置有</p>	仁木町		国		6月期	1.275月分	6月期	1.275月分	12月期	1.275月分	12月期	1.275月分	計	2.55月分	計	2.55月分	合計	4.45月分	合計	4.45月分										
仁木町		国																													
6月期	1.275月分	6月期	1.275月分																												
12月期	1.275月分	12月期	1.275月分																												
計	2.55月分	計	2.55月分																												
合計	4.45月分	合計	4.45月分																												
退職手当	<table border="1"> <tr> <th>自己都合</th> <th>勤続20年</th> <th>勤続25年</th> <th>勤続35年</th> <th>最高限度額</th> <th>勸奨・定年</th> </tr> <tr> <td></td> <td>19.6695月分</td> <td>28.0395月分</td> <td>39.7575月分</td> <td>47.709月分</td> <td>24.586875月分</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>33.27075月分</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>47.709月分</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>47.709月分</td> </tr> </table> <p>・職務の級に応じ調整額加算措置有 ※退職手当組合に加入している全道の市町村と同じ</p>	自己都合	勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度額	勸奨・定年		19.6695月分	28.0395月分	39.7575月分	47.709月分	24.586875月分						33.27075月分						47.709月分						47.709月分
自己都合	勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度額	勸奨・定年																										
	19.6695月分	28.0395月分	39.7575月分	47.709月分	24.586875月分																										
					33.27075月分																										
					47.709月分																										
					47.709月分																										
寒冷地手当	■世帯区分、扶養区分に応じ、11月~3月に支給。支給月額は次のとおり ・扶養親族のいる世帯主 23,360円 ・扶養親族のいない世帯主 13,060円 ・その他の職員 8,800円																														

1 職員の任免及び職員数に関する情報

区分	令和2年度	令和3年度	前年比
一般会計職員	64人	62人	-2人
特別会計職員	5人	5人	-
計	69人	67人	-2人

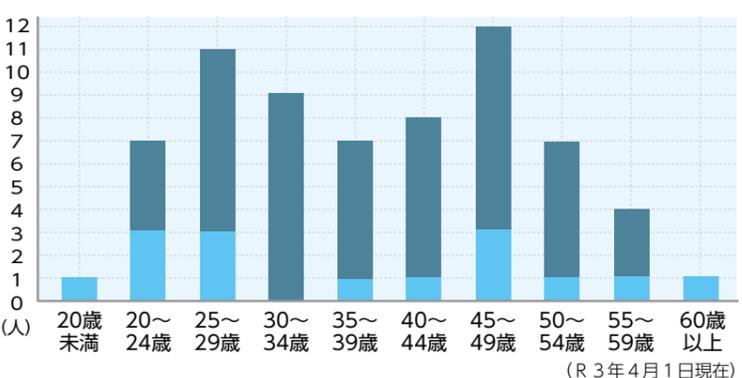
R2.4.2~R3.4.1	
退職者	-3人
採用者	1人
差引計	-2人

※1 町職員の定数は条例で上限を定め、その総数は110人となっています。
※2 職員数は一般職に属するものであり、地方公務員の身分を保有する休職者を含み、臨時及び非常勤職員を除いています。なお、再任用短時間職員については左表に含まれていません。

●最近の一般職の職員数推移



●一般職職員の年齢構成



2 職員の人事評価の状況

地方公務員法の改正により、人事評価制度が導入されたことを受け、本町においても実施規程を定め、平成28年度から取り組んでいます。評価方法は、職務を遂行するに当たり発揮した能力を評価する「能力評価」と、業務目標の達成状況を評価する「業績評価」により実施しています。

⑩職員の福祉及び利益の保護の状況

●職員の福利厚生制度

現在、本町職員に適用されている共済制度は、地方公務員共済組合法により北海道市町村職員共済組合の制度を運用、実施しています。また、職員は一般財団法人 北海道市町村職員福祉協会に加入し、福利厚生の充実を図っています。以下は、各団体の主な福利厚生制度です。

区分	事業種類	内 容
共 済 組 合	短 期 給 付	■組合員やその家族の公務外の病気・ケガ・出産・死亡などに対して、必要な医療費やその他の不時の支出を助け、当面の生活を守るための事業
	長 期 給 付	■組合員が退職したときの年金給付などの事業
	福 祉 事 業	■組合員とその家族の福祉と健康の増進を図るための事業
福 祉 協 会	医 療 給 付 事 業	■退職会員等が自己負担として支払った医療費の給付など
	貸 付 事 業	■一般資金、育英資金の貸付
	福 利 厚 生 事 業	■入院一時金、出産祝金など

●令和2年度健康診断の状況

種 類	対象者	受診者	受診率
総 合 健 診	41人	33人	80.5%
単 独 定 期 健 診	28人	28人	100.0%
計	69人	61人	88.4%

※町長・副町長・教育長を含む

●令和2年度公平委員会への審査要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適正な措置が執られるよう要求することや、懲戒その他の意に反する不利益な処分を受けたときは、公平委員会(後志管内共同設置)に対し審査請求をすることができます。公平委員会は、これらの要求や処分が適正であるかを審査し、必要な場合は適正化確保のための措置を勧告することができる独立した機関です。

令和2年度に、公平委員会に対する措置要求、不利益処分に関する審査請求はありませんでした。

仁木町の給料表の等級別職員数の公表

この公表は、地方公務員法第58条の3第2項の規定に基づき、年度当初の状況を取りまとめたものです。

■仁木町等級別職員数

●行政職給料表

(令和3年4月1日現在)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合 計		内 訳			
		人	%	職 名	人	職 名	人
1級	定型的な業務を行う職務	8	11.9	主 事	6	保健師	2
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	11	16.4	主 事	6	保健師	2
				技 師	2	栄養士	1
3級	係長又は主査の職務・主任の職務	18	26.9	主 任	9	係 長	9
4級	課長又は主幹の職務・困難な業務を処理する係長又は主査の職務	11	16.4	主 査	1	主 幹	1
				係 長	9		
5級	困難な業務を処理する課長又は主幹の職務	7	10.4	課 長	1	主 幹	5
				参 事	1		
6級	相当困難な業務を処理する課長の職務	12	17.9	課 長	6	次 長	1
				室 長	1	事務局長	2
				参 事	2		
合 計		67	100.0				

以上のことに関して、お問い合わせ・ご意見などございましたら、下記までご照会ください。

●お問い合わせ先 総務課職員係 ☎32-2511

④職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

●勤務時間状況 (令和3年4月1日現在)

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り		
	始 業	終 業	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00

※休憩時間は、職務の特殊性により、30分繰上げ、又は繰下げることができる。

●休暇等

年次有給休暇	■1暦年ごとに20日とし、20日を超えない範囲内の残日数を繰り越すことができる
病 気 休 暇	■負傷又は疾病のための療養を要する場合は、最小限必要と思われる期間について与えられる
特 別 休 暇 (主なもの)	■夏季休暇：3日 ■産前・産後休暇：出産予定日の8週間前(多胎妊娠の場合は14週間前)の日から出産後8週間を経過するまでの期間 ■親族死亡・配偶者：10日 ・父母(血族)：7日 ・子(血族)：5日 ・祖父母(血族)：3日 ■その他：規則に定める期間
介 護 休 暇	■配偶者、父母、子、配偶者の父母などで、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者(要介護者)の介護を行う場合、要介護者1人につき、3回を限度として、合計6月の範囲内で分割取得が可能(無給)
育 児 休 業	■子が3歳に達するまでの期間(無給)

⑤職員の休業に関する状況

●育児休業等の取得状況

令和2年4月1日~令和3年3月31日

区 分	取得人数
育 児 休 業	2人
部 分 休 業	0人

⑥職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。一方、懲戒処分とは、職員の義務違反に対する道義的責任を問い、秩序維持を図る制裁的処分です。令和2年度の分限処分及び懲戒処分は下記のとおりです。

令和2年4月1日~令和3年3月31日

分 限 処 分			懲 戒 処 分			
免 職	降 任	休 職	免 職	停 職	減 給	戒 告
0	0	1	0	0	0	0

⑦職員の服務の状況

すべての職員は、「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力で奉仕しなければなりません。この服務の基本原則を忠実に実行するため、職員には様々な義務が課せられています。特に信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、政治的行為の制限や争議行為等の禁止規定に違反した場合は、懲戒処分の対象になります。

⑧職員の退職管理の状況

地方公務員法の一部改正に伴い、仁木町職員の退職管理に関する規則(平成28年規則第31号)を定め、必要な措置を講じています。

⑨職員の研修の状況

●令和2年度研修内容

研 修 機 関 名	研 修 内 容	修了者数
後 志 町 村 会	管理能力(管理職)研修他	13人
	法制研修(応用・基礎)	5人
	新規採用職員基礎研修	7人
	初級(2年目)研修	4人
北 海 道 市 町 村 振 興 協 会	中級(5年目)研修	5人
	道内先進事例研修	1人

季節の変わり目を乗り切るために！ 秋に知っておきたい体の変化

むらかみ もえ 村上 萌
地域包括支援センター 保健師



自律神経には、活動時に働く「交感神経」とリラックス時に働く「副交感神経」の2種類があります。前述の通り、自律神経は様々な臓や血管などの働きを調節しているため、「交感神経」と「副交感神経」それぞれが強く働くと、心身に様々な変化が起こります。

このように、正反対の役割を持つ2つの自律神経がバランスを取りながら働き、活

●体の重要な働き「自律神経」について
人間の体の中にはたくさん

●自律神経の乱れによって起こる不調「自律神経失調症」について
2つの自律神経がバランス

9月に入り昼と夜の気温差が大きいが続いています。皆さま体調はお変わりありませんか？季節が変わりゆく中、最近「何となくだるい」「気持ちが悪くなる」など心身の不調に悩まされている方もいらっしゃるのではないのでしょうか？今回はそんな季節の変わり目に起こりやすい心身の不調についてお話しします。自分の体起こる変化を知ることで、皆さまの安心につながれば幸いです。

心と体を整える

心と体のストレスを緩和し、リラックスするための生活習慣や楽しみは何かを考えてみましょう。

- 心のストレス緩和に 好きな音楽を聴く
- 体のストレス緩和に 適度な運動
- 好きな香りを楽しむ
- バランスの良い食事
- 屋外でリフレッシュ
- 十分な休息と睡眠

生活のリズムを見直し、規則正しい生活を送る。自分が心地良いと感じる時間を意識して作るなど、ストレスを溜めない暮らしを心がけましょう。

※様々な心身の症状・ホルモンバランスの乱れなどに対する治療が行われる場合もありますので、生活に支障をきたしている場合などでは無理をせず、医師に相談することも大切です。

新型コロナウイルス対策各種支援事業のご案内

長引くコロナ禍の影響を受ける皆さまの生活や、事業者への各種支援事業を紹介します。なお、各種支援事業については、適宜最新の情報を確認してください。

●仁木町の支援事業

町内経済の回復を支援
地域応援商品券
町民1人当たり
5,000円
相当の商品券

問産業課 ☎32-3951

コロナ禍で売上が減少している町内事業者の継続的な営業を支援するため、町内の地域応援商品券取扱店舗で使用できる2,000円、町内の観光農園・直売所・ワイナリー・飲食店で使用できる3,000円、合わせて5,000円相当の地域応援商品券を全町民に配布します（7月下旬に配布済み）。有効期限は令和3年12月31日まで。

健康で安心な地域生活のために
町民のインフルエンザ予防接種費用を全額負担
町民のインフルエンザ予防接種費用
全額負担

問ほけん課 ☎32-2514

インフルエンザの発症や重症化を抑えるとともに、新型コロナウイルス感染症との同時流行を防ぎ、町民の健康で安心な生活と、地域医療の負担軽減を目的として、町民のインフルエンザ予防接種費用を、町が全額負担します。

新しい生活様式への対応を支援
ワーケーション施設等環境整備補助事業

問企画課 ☎32-3953

今後、町内全域に光回線が整備されることから、テレワークなどを利用し、観光地など通常の職場以外で余暇を楽しみながら仕事を行う「ワーケーション」の受け入れを支援するため、環境整備を進める事業者へ補助を行います。

備品購入補助
補助率
9/10
上限 100万円

施設整備・改修補助
補助率
1/2
上限 500万円

健康で安心な地域生活のために
サーマルカメラ整備補助金交付事業
1事業所につき1台
補助率
3/4
上限 15万円

問産業課 ☎32-3951

観光客など多くの人が入り出る町内の事業所が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を進めるため、自動体温測定器（サーマルカメラ）の整備を行う際、その費用の一部を補助します。

●国・北海道の支援事業

このほかにも、国・北海道では、様々な新型コロナ対策・支援策を実施しています。詳しくは下記特設サイトをご確認ください。

- ・国の対策・支援策の情報 (<https://corona.go.jp/action/>)
- ・北海道の対策・支援策の情報 (<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/singatakoronahaien.htm>)

(国) 困窮世帯を支援
生活困窮者自立支援金
1世帯当たり最大
30万円

☎0120-46-8030

国の緊急小口資金などの特例制度の上限まで使い切り、ハローワークで求職中、預金額が100万円以下などの条件を満たした世帯へ最大30万円を支給する制度です。支給額は全て月額で、単身世帯6万円、2人世帯8万円、3人世帯以上10万円。申請した月から最大3か月支給します。申請受付は令和3年11月末まで。

(北海道) 道内の事業者を支援
道特別支援金
特別支援金A
法人 **20万円**
個人事業者 **10万円**

☎011-351-4101

北海道の営業時間短縮や、外出・往来自粛要請などにより、時短営業に協力した事業者と取引がある業者や、影響を受けた事業者に支援金を支給します。国の一時支援金と重複受給は不可。申請受付は令和3年9月末まで。

特別支援金B
法人 **10万円**
個人事業者 **5万円**

各種大会結果・表彰

夏のスポーツ・文化大会で優秀な成績を収めました

「仁木球友」三年ぶり快挙

8月1日、寿都中学校野球場において、第44回東日本軟式野球大会（2部）北海道大会後志予選が行われ、「仁木球友」が3年ぶりに優勝を果たし、北海道大会に出場します。

仁木球友は8月4日、優勝旗を手に、仁木町教育委員会を表敬訪問し、「部員が高齢化していく中で大変なことも多いですが、がんばってまいります」と意気込みを語っていました。



①

その他大会・表彰結果

●日清食品カップ北海道小学生陸上競技交流大会（第39回北海道小学生陸上競技大会）



②

日時：8月15日
場所：函館市千代台公園 陸上競技場

【男子走り高跳】
3位 小関 佑心（仁木小6）

【男子走り幅跳】
7位 西條 陽琉（仁木小5）

●第22回ダイハツ北海道小学生ABCバドミントン大会兼第22回ダイハツ全国小学生ABCバドミントン大会 北海道予選会



③



④

日時：6月26日～27日
場所：小樽市総合体育館

【小学3・4年生女子の部】
3位 東野 和菜（仁木小4）

【小学5・6年生男子の部】
小野 文慈（銀山小5） 予選敗退

【小学1・2年生男子の部】
藤川 瑛人（仁木小1） 予選敗退
小野 巴瑠（銀山小2） 予選敗退

【小学1・2年生女子の部】
寺口日優虹（仁木小1） 予選敗退

●教育長杯パークゴルフ大会結果

日時：8月21日
場所：ふれあい遊トピア公園 パークゴルフ場

【男子の部】

優勝 内田 規方
準優勝 滝上 馨
第3位 藤田 幸光
第4位 門脇 護
第5位 桂下 松治

【女子の部】

優勝 日野 悦子
準優勝 大黒 栄子
第3位 古川 啓子
第4位 滝上 凌子
第5位 佐藤美樹子

●令和3年度少年の主張後志地区大会

普段の生活や身の回りの出来事、時事問題等に対して、今の自分の気持ちや感想を発表する、北海道後志総合振興局主催の「令和3年度（少年の主張）後志地区大会」がピデオ審査により実施され、仁木中3年の久保日和さんの「好き」というテーマが、優秀賞に選ばれました。

作品には「好きなものは共有し合って、否定ではなく肯定し合える世界になって欲しい」と、久保さんの強いメッセージが込められています。受賞おめでとうございます！



⑤

②小関佑心さん（写真左）、西條陽琉さん（同右）③小野文慈さん（写真左）、小野巴瑠さん（同右）④寺口日優虹さん（写真左）、東野和菜さん（同右）⑤久保日和さん

仁木町やすらぎ大学



8月25日、第2回やすらぎ大学が開催され、学生の皆さまが1年の学習活動の中で1番楽しみにしている「社会見学」に行ってきました。

今回は、ニセコ町の有島記念館やダチョウ牧場、高橋牧場を巡りました。有島記念館では、大正期の作家である有島武郎氏の歴史に触れ、他の施設では、自然や動物（ダチョウ）に囲まれた時間を過ごすことができ、大変貴重な学習となりました。

次回（第3回）は、9月29日（水）午前9時20分から、「手芸を楽しむ」をテーマに学習を予定しています。

町内水泳プールの開設が終了しました



今年も新型コロナウイルス感染症防止対策に留意して運営しました。ご協力いただいた利用者の皆さま、ありがとうございました。

8月27日に発令された緊急事態宣言に伴い、8月26日（木）に今季の仁木・銀山の各水泳プールの開設を終了しました。天候にも恵まれ、暑い日が続いたため、仁木水泳プールは39日間、銀山水泳プールは38日間開設することができ、延べ916人の方が訪れました。

コロナ禍が続く中でしたが、昨年よりも多くの皆さまにご利用いただきまして、ありがとうございました。

図書室通信

仁木町民センター・図書室から、おすすめの本をご紹介します。



●あつかったらぬげばいい
ヨシタケ シンスケ 著

この本は、左ページに「…だったら」、右ページに「…すればいい」と疑問と答えが2コママンガのように進む作品です。人生はシンプルで、問題解決は、実は完璧を求めなくてもいいということに気づかせてくれます。イラストだけでもくすくと笑って脱力できる児童書ですが大人にこそ読んでほしい一冊です。

図書室にお立ち寄りの際は是非手に取って読んでみてください。

創造

●児童・生徒作品集

文化祭のピクトグラム



仁木中学校 2年 計良 望月
私には、姉がいるのでコロナ禍以前の文化祭をよく見に行っていました。

ドリブルをしている人



銀山中学校 2年 杉本 響希
バスケットをしていて、たくさんの人を抜いている様子をイメージして作品を作りました。
ボールの線とユニフォームの数字がうまくできました。（彫塑・紙粘土作品）





町で起こった あんな事! こんな事! まちの話題

町内のできごと、行事、イベントなどを写真付きでご紹介します。町では広報紙、ホームページ、SNSなどへ掲載のため、撮影・取材活動を行っています。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

●町内防犯活動

8月25日、町内ボランティア団体のなかよしクラブ・安心警ら隊(中川博喜隊長)が余市署と協力し、町内のミニトマト盗難防止見回り活動を行いました。

中川隊長は「町でも防災行政無線で注意喚起をおこなっており、盗難抑止に役立っていると感じる。私たちの活動と併せて町内の防犯意識醸成に繋がれば」とお話しされていました。

業に合わせ、1年生の安全な登下校に役立てばと交通安全の手旗を寄贈しました。

受け取った仁木小学校山崎貴志校長は「交通安全の思いが込められた手旗を見て、交通安全意識を育んで欲しい」とお話しされていました。



①バイクの日では、町の Mascot キャラクター『ニキボー』をあしらった啓発グッズを配布②ニキボー手旗を受け取った1年生。事務局職員の交通安全の呼びかけに元気に答えていました③なかよしクラブ・安心警ら隊のメンバー。「不審車両を見つけたらナンバーを控えて」と中川隊長

交通安全・防犯活動活発

仁木町交通安全推進委員会・なかよしクラブ・安心警ら隊

●町内交通安全活動

8月19日の『バイクの日』に合わせ、仁木町交通安全推進委員会(会長 佐藤町長)が、きのこ王国仁木店(大江↑)の駐車場にて交通安全啓発活動を行いました。

この日は余市警察署署員も参加し、仁木町に立ち寄ったバイクライダーに啓発グッズと町特産のミニトマトもプレゼント。バイクライダーの皆さんは町交通安全指導員の交通安全の呼びかけに笑顔で答えていました。

また同委員会は、町内小学校の2学期始

●町産ホップ収穫始まる

町内南町に、この夏オープンした(株)きや(駒井史生代表取締役社長)で、同社が醸造を予定するビールの原料、ホップの収穫が始まりました。

同社で醸造の指揮をとる大木直都さんによると、今年の収穫量はおよそ21kgで、800リットルほどのビール醸造に使用する予定とのこと。

今後について大木さんは「ビールは色々な素材を組み合わせて作ることで、様々な風味が楽しめる。町の歴史ある農産物の魅力と、私たちが新たに創り出すビールを組み合わせ、仁木町に新しい魅力を生み出したいですね」とお話しされていました。



「ビール作りは料理に似ている。季節ごとに旬の素材を使い、仁木町ならではの魅力あるビールを作りたい」と大木さん



●悪疫退散祈願

夏の夜空に打ち上げ花火

8月22日、夏祭り実行委員会(日野司会長)が、昨年に続き、長引く新型コロナウイルス感染症の早期収束を願い、町を一望する旭台の丘から花火を打ち上げました。

会長の日野さんは「新型コロナウイルスの影響により、自粛生活が大変長引いていますが、その収束を願う気持ちは皆さま一緒だと思えます。今回の打ち上げ花火に込めた多くの皆さまの思いが、一日も早いコロナ禍収束に繋がれば」とお話ししてくれました。

町からのお知らせ

仁木町が取り組んでいる各種事業・施策、国・北海道・関連機関からのお知らせなど、暮らしに役立つ情報をご紹介します。活用してみたい制度や、気になる情報がありましたら、お気軽にお問い合わせ先までご連絡ください。

防災行政無線を用いた情報伝達試験実施のお知らせ

お問い合わせ先
企画課情報防災係
☎32-3953

地震や津波、武力攻撃などの発生時に備え、消防庁によるJアラート*を用いた情報伝達試験が全国一斉に行われます。これに伴い、屋外スピーカーとご自宅にある防災行政無線戸別受信機から、試験放送が流れます。 町民の皆さまへの情報伝達体制について、万全を期すための試験放送ですので、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

1. 試験実施日時 令和3年10月6日(水) 午前11時00分頃
2. 試験放送内容 屋外スピーカーと、自宅など建物内にある防災行政無線戸別受信機から、一斉に次のように放送されます。

放送内容

- ① 上りチャイム音
- ② 「これは、Jアラートのテストです。」×3回繰り返し
- ③ 「こちらは、防災にきです。」
- ④ 下りチャイム音

※Jアラート(全国瞬時警報システム)とは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

マイナンバーカードのお受け取りが難しい方へ

お問い合わせ先
住民課住民係
☎32-2513

マイナンバーカードは、原則として本人が受け取ることになっています。

しかし、やむを得ない事情により、本人が役場に来ることが難しい場合には、マイナンバーカードの受け取りを委任することができます。

委任する場合は、届いたはがき(個人番号カード交付通知書・電子証明書発行通知書兼照会書)の「委任状」の部分に、住所・名前、暗証番号(※)を記入し、暗証番号を隠すように付属のシールを貼り付けた上で、受け取りの際に必要な書類とともに、はがきを代理人に渡してください。代理人は、上記の書類を持参のうえ、住民課住民係でカードの受取り手続きをしてください。

委任状に記載がない場合、書類に不足がある場合、暗証番号が隠されていない場合は、マイナンバーカードを代理人に渡すことができませんのでご注意ください。

※暗証番号は、①署名用電子証明書、②利用者証明用電子証明書、③住民基本台帳用、④券面事項入力補助用の4種類を設定する必要があります。①は大文字のアルファベットと数字を組み合わせた6ケタ以上16ケタ以内、②～④は4ケタの数字の暗証番号となります。なお、②～④の暗証番号の内容は、3つとも同じものでも構いません。また、記入した暗証番号は、忘れないようにメモなどに控え、大切に保管してください。



自筆証書遺言書保管制度について

お問い合わせ先

札幌法務局小樽支局

☎0134-23-3012 (音声ガイダンス)

自筆で作成した遺言書を、1件3,900円で法務局に保管することができる制度が昨年7月にスタートしました。

遺言の方式には、主に公証人が関与して作成し、公証役場に保管する公正証書遺言と、自分で書いて自分で保管する自筆証書遺言があります。

自筆証書遺言は、費用を要さず、遺言者本人だけで作成できるなど手軽で自由度が高い反面、遺言者の死亡後、相続人に発見されなかったり、一部の相続人などによって書き換えられてしまうといった「保管」についての問題点が指摘されていました。

そこで、自筆証書遺言のメリットを損なわず、保管の問題点を解消するための方策として、法務局で自筆の遺言書を保管する「自筆証書遺言保管制度」が創設されました。

この制度を利用することで、遺言書の紛失などが

防止されるほか、遺言書の存在の把握が容易となり、「遺言者の最終意思の実現」、「相続手続の円滑化」が図られます。

なお、利用に当たっては、次の事項に留意願います。

- ①法務局では遺言の内容についての相談に応ずることはできません。
- ②本制度は保管された遺言書の有効性を保証するものではありません。

自筆証書遺言書保管制度の詳細は法務省のホームページ http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html または、下の二次元バーコードからご覧ください。



年に一度は健診を受けましょう！

お問い合わせ先

協会けんぽ北海道支部

☎011-726-0352 (代表)

協会けんぽ北海道支部では、生活習慣病の予防や早期発見のため、加入者へ健診費用の一部補助を行っています。

35歳～74歳の被保険者(本人)へは、がん検診を含めた充実した健診項目の「生活習慣病予防健診」。40歳～74歳の被扶養者(家族)へは、メタ

ボリックシンドロームに着目した「特定健康診査」と2つの健診があり、年度内にお一人様1回に限り補助が受けられます。

また、生活習慣改善のために、メタボリスクの高い方に保健師による健康サポート(特定保健指導)が実施されていますので、こちらも活用ください。



自動車点検整備推進運動実施中

お問い合わせ先

北海道運輸局札幌運輸支局

☎011-731-7168

クルマと私の物語 ずっと続く未来の安心

全国統一強化月間 令和3年9月1日から9月30日まで
北海道独自強化月間 令和3年10月1日から10月31日まで

国土交通省では、自動車ユーザーの保守管理意識を高め、適切な点検整備を励行することで、自動車の不具合による事故の防止や、環境保全を図るた

め、9月の一か月間を「自動車点検整備推進運動」の全国統一強化月間として全国的に実施し、10月の一か月間を北海道独自の強化月間として実施します。



10月18日(月)～24日(日)は「行政相談週間」です

道路がデコボコになっていて歩きにくい…
道路の案内標識がわかりにくい…
登記や年金について聞きたいことがある
どこの役所に相談したらいいの？



このような相談はありませんか？



●行政相談委員は、あなたと行政を結ぶパイプ役です
役所の仕事について困っていること、ご意見・ご要望等がありましたら、お気軽に下記までご相談ください。

行政相談委員 新藤 昇さん ☎32-2313 (東町9-44-2)
総務省行政相談センター「きくみみ函館」 ☎0570-090110

なお、10月中に「特設行政相談所」を開設する予定です。詳細は防災行政無線、広報仁木10月号でお知らせします。



総務省行政相談窓口「きくみみ」
マスコットキャラクター「キクーン」

この秋、「仁木町クールチョイス宣言」の一環として、町に小型電気自動車「ネイクル」がやってきました。一般的なガソリン車と違い、走行時に二酸化炭素を排出せず、充電に係る消費電力も低く抑えられているなど、環境に優しい次世代自動車です。

このネイクルは、町に本校舎がある北海道芸術高校の生徒によるデザインで彩られる予定。そのデザイン作成に向け、7月28日には、同校の学生100名が、オンライン授業で地球温暖化、クールチョイス宣言の趣旨や

町の現状について学んだほか、オンライン授業後、学生2名が実際に町を訪れ、町内を走るネイクルのデザインイメージを膨らませました。若い感性で捉えた仁木町の特色・魅力が、どのようにデザインに反映されるか楽しみです。

10月頃には北海道芸術高校の学生が手掛けた、オリジナルデザインのネイクル、「仁木町クールチョイス宣言」が披露目予定です。町内を走



仁木町オリジナルデザインの小型電気自動車「ネイクル」プロジェクト始動

町は「仁木町クールチョイス宣言」を行い、NPO法人自然教育促進会と協力し、町内環境意識・自然環境意識の醸成を図り二酸化炭素やメタンなど、温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指した取組を進めます。

Vol. 02 仁木町クールチョイス宣言

温室効果ガス排出量実質ゼロを目指して



小型電気自動車「ネイクル」。仁木町オリジナルデザインの完成をお楽しみに！

善意に感謝

次の方々から、本町へ貴重なご寄付をいただきましたので、ご紹介させていただきます。

- 鳥海ひさよ 様(西町)より▼現金 10万円/町振興目的として
- 荒木 雅由 様(北町)より▼色紙 (元北海道知事 町村金吾様筆)

仁木町公益貢献賞

町では、町内在住55年以上、かつ88歳以上の方へ、町の公共事業及び公益のためご尽力いただいたとして、仁木町表彰条例の規定に基づき、賞状と記念品をお贈りしています。この度受賞された方は次の方々です。



三上ケイコ 様 (88歳/北町)

永年のご尽力に感謝するとともに、心よりお祝い申し上げます。

密漁は絶対にやめましょう

近年、道内では悪質な密漁が横行し、特に沿岸域に生息しているアワビやナマコの被害が増えており、後志管内においても、密漁被害が後を絶ちません。

このような状況を踏まえ、令和2年12月1日施行の改正漁業法により、密漁行為に対する罰則が次のとおり強化されました。

罰則の内容

- ・特定水産動植物(アワビ・ナマコ) 採捕の罪・密漁品流通の罪を新設 ↓ 3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金
 - ・無許可操業の罪について、罰則を引き上げ ↓ 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
 - ・漁業権侵害の罪について、罰則を引き上げ ↓ 100万円以下の罰金
- 密漁は、漁業の生産活動や水産資源に深刻な影響を与える行為ですので、絶対にやめましょう。

問 後志総合振興局 産業振興部水産課漁業管理係
☎ 0136(23)1394

秋さけ密漁防止月間

毎年9月になると、秋サケの採捕が禁止されている河口付近等の海面や、内水面での密漁は毎年後を絶たず、取締機関による密漁者の検挙も多数発生しています。

このため、北海道では9月1日～10月31日までを「秋さけ密漁防止月間」として、密漁の未然防止のための啓発活動を行うとともに、取締機関や民間団体などと連携しながら、巡回パトロールや指導取締りなどの活動を行っています。

秋サケ資源の保護と密漁の撲滅に向けた取組にご理解いただくとともに、密漁者を見つけた場合には余市警察署や後志総合振興局水産課、余市郡漁業協同組合に連絡するなどご協力をお願いします。

問 余市警察署 (22)0110

問 後志総合振興局 産業振興部水産課漁業管理係
☎ 0136(23)1394

問 余市郡漁業協同組合
☎ (23)2131

国民年金に関するお知らせ

●障害年金を「存じ」ですか？

障がいの程度や保険料の納付状況など、一定の要件を満たすと障害年金を受けることができます。

- 障害基礎年金・障害厚生年金を受けるためには、次の3つの要件をすべて満たしている必要があります。
- (1)初診日に年金に加入していること
- (2)一定の障がいの状態にあること
- (3)一定の保険料を納付して(初診日に納付要件を満たして)いること

障害年金を受けるには、本人または家族による年金請求手続きが必要になります。

なお、「障害者手帳の障害等級」と「国民年金厚生年金保険の障害等級」とでは判断基準が異なるため、障害者手帳を受けられない場合(がん等の疾病に起因する障がい等)でも障害年金を受けることができないことがあります。

●新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少している方へ

令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合、令和3年度分(令和3年7月から令和4年6月まで)についても国民年金保険料の臨時特例免除申請ができます。申請を希望される方は、令和2年度(令和2年7月から令和3年6月まで)の申請をされた場合であっても、再度申請が必要となりますので、忘れずに申請をお願いいたします。

国民年金に係る照会や相談については、左記までお問い合わせください。

問 小樽年金事務所
☎ 0134(65)5002

問 住民課住民係
☎ (32)2513



余市警察署だより

ヒグマによる人身被害の防止

北海道警察では、皆さまの安心安全な生活を守るため日々努力しておりますが、その実現には、皆さまのご協力が必要不可欠です。このコラムでは、皆さまに実践していただきたい様々なポイントをご紹介します。

これから秋の山菜取りや登山など、秋の行楽シーズンを屋外で楽しまれる方が増えるかと思いますが、ヒグマが冬眠に向け活動を活性化する時期です。以下のポイントに注意し、安全で楽しい行楽シーズンを過ごしましょう。

- 複数で行動し、音で存在を知らせましょう。
- 新聞やテレビなどで、ヒグマの出没情報等を確認しましょう。
- 残飯や生ゴミを野外に放置したり、埋めたりしないようにしましょう。
- フンや足跡、食べた跡を見つけたら、すぐに引き返しましょう。
- 万が一、ヒグマに遭遇した場合は、落ち着いて行動しましょう。逃げたり、さわいだり、慌てて行動すると、かえってヒグマを興奮させ、襲われる危険があります。リュックや持ち物の回収はせず、ゆっくりと静かに立ち去りましょう。



秋の全国交通安全運動実施！

9月21日(火)～9月30日(休)の10日間

●ドライバーの皆さんへ

夕方から夜間にかけて、歩行者や自転車の見落としなどによる交通事故を防ぐために、対向車や前車がない時は、ライトをハイビームに切替えましょう。特に、右から横断してくる歩行者に注意しましょう。運転する前に、同乗者全員がシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しているか確認しましょう。

●歩行者の皆さんへ

横断前に左右をよく確認しましょう。外出する時

は、白っぽい服装や反射材を身に付けましょう。飲酒運転は悪質な犯罪です。「飲酒運転をしない、させない、許さない」を徹底し、二日酔い運転を含めた飲酒運転を根絶しましょう。

仁木町内での事故発生状況

区分	件数	死者	負傷者
8月発生件数	0件	0人	0人
R3年累計	4件	1人	5人

41日 交通事故死ゼロの日 R3.7.21～R3.8.31

※令和3年1月1日から人身事故のみ集計

※9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」です！

戸籍の窓

こんにちは赤ちゃん
ギョートロニツチ咲仁ちゃん(北町)
●ご冥福をお祈りします

- 鳥海ひさよさん(100歳/西町)
- 戸島 富さん(95歳/北町)
- 新妻 英夫さん(86歳/大江)
- 中谷 喜昭さん(79歳/北町)

仁木町人事

●仁木町教育委員会事務局人事9月1日付付替
▼総務学校教育係主事(総務課付)佐々木宏

各種自衛官募集

自衛隊では、自衛官候補生・防衛大 学校学生・防衛医科大学校医学科学 生・防衛医科大学校看護学科学学生を募集します。

なお、自衛官候補生及び一般曹候補生の採用年齢が、18歳以上33歳未満に改正されました。詳しくは、左記までお問い合わせください。

問 自衛隊札幌地方協力本部小樽地域事務所
☎ 0134(22)5521

まちのカレンダー

まちの『どうしたらいいの?』は、以下の担当課までお問い合わせください

- 戸籍、出生・死亡、ごみなどのお問合せは **問** 住 民 課 ☎32-2513
- 国保、介護、育児、健康相談などのお問合せは **問** ほ け ん 課 ☎32-2514
- その他、行政に関するお問合せは **問** 総 務 課 ☎32-2511

●令和3年9月							●令和3年10月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
28	30	31	1	2	3	4	25	27	28	29	30	1	2
5	6	7	8	9	10	11	3	4	5	6	7	8	9
12	13	14	15	16	17	18	10	11	12	13	14	15	16
19	20	21	22	23	24	25	17	18	19	20	21	22	23
26	27	28	29	30	1	2	24	25	26	27	28	29	30

●行事名 会会場 問お問い合わせ先 ☎電話番号 ㊚メール ㊚当番病院 ㊚歯科当番医 ㊚水道修理

- 9月
- 9(木) ● 広報『仁木』9月号発行 問 総務課 ☎32-2511
 - 10(金)
 - 11(土) ㊚ 関組 ☎22-4782
 - 12(日) ㊚ よいち整形外科クリニック ☎48-5000
㊚ 北悠建設 ☎32-3101
 - 13(月) ● 無料あんしん法律相談 会 保健センター／15:30～16:30 問 社会福祉協議会 32-3959 ※予約制
 - 14(火)
 - 15(水) ● 運転免許更新時講習 一般講習／13:00～ 初回講習／14:30～ 会 余市町中央公民館 問 余市警察署 ☎22-0110
● 無料法律相談 会 余市中央公民館／13:00～16:00 問 総務課 ☎32-2511 ※予約制
● リハCaféニキボー（然別地区） 会 然別生活館／13:30～15:30 問 地域包括支援センター ☎32-3855 ※予約制
 - 16(木)
 - 17(金) ● 銀山小学校運動会 会 銀山小学校／9:30～
● 1歳・1歳6か月・3歳児健診、歯科健診 会 保健センター／13:00～ 問 ほけん課 ☎32-2514 ※対象者のみ
● 第5回ブックスタート事業 会 保健センター／14:00～ 問 教育委員会 ☎32-3621 ※対象者のみ
 - 18(土) ㊚ 高橋配管設備 ☎22-5571
 - 19(日) ㊚ 脳神経外科よいち汐風クリニック ☎21-5566
㊚ 堀川管工設備工業 ☎23-3032
 - 20(月) 敬老の日
㊚ わたなべ内科医院 ☎22-3989
㊚ 今野設備 ☎090-3118-4433
 - 21(火) ● リハCaféニキボー（大江地区） 会 大江コミュニティセンター／13:30～15:30 問 地域包括支援センター ☎32-3855 ※予約制
 - 22(水)
 - 23(木) 秋分の日
㊚ 北郷耳鼻咽喉科医院 ☎23-5533
㊚ 藤田設備 ☎080-3268-0706
 - 24(金) ● 無料あんしん法律相談 会 保健センター／13:30～14:30 問 社会福祉協議会 ☎32-3959 ※予約制
● 運転免許更新時講習 違反講習／13:00～ 優良講習／15:30～ 会 余市町中央公民館 問 余市警察署 ☎22-0110
 - 25(土) ● 仁木町子ども体験塾第3回講座「子ども石鹸作り教室」 会 町民センター／9:30～ 問 教育委員会 ☎32-3621 ※対象者のみ
㊚ 長内水道配管 ☎32-2105
 - 26(日) ㊚ 勝田内科皮膚科クリニック ☎22-3843
㊚ Niki配管設備 ☎32-2647

※新型コロナウイルス感染症の影響により行事が中止となる場合があります。詳しくはお問い合わせ先へご確認ください

●行事名 会会場 問お問い合わせ先 ☎電話番号 ㊚メール ㊚当番病院 ㊚歯科当番医 ㊚水道修理

- 9月
- 27(月)
 - 28(火)
 - 29(水)
 - 30(木)
 - 1(金)
 - 2(土) ㊚ 関組 ☎22-4782
 - 3(日) ㊚ 中島内科 ☎22-3866
㊚ 北悠建設 ☎32-3101
 - 4(月)
 - 5(火) ● フルーツの里キッチン友の会 会 保健センター／10:00～13:00 問 ほけん課 ☎32-2514 ※対象者のみ
 - 6(水) ● リハCaféニキボー（銀山地区） 会 銀山生活改善センター／13:30～15:30 問 地域包括支援センター ☎32-3855 ※予約制
 - 7(木) ● 第1期短期集中予防サービス運動教室 会 町民センター／第1部：9:30～10:30 第2部：10:45～11:45 第3部：13:30～14:30 問 地域包括支援センター ☎32-3855 ※参加者募集中
 - 8(金)
 - 9(土) ㊚ 高橋配管設備 ☎22-5571
 - 10(日) ㊚ 勤医協余市診療所 ☎22-2861
㊚ 堀川管工設備工業 ☎23-3032
 - 11(月)
 - 12(火)
 - 13(水) ● 離乳食教室 会 保健センター／10:00～12:00 問 ほけん課 ☎32-2514 ※対象者のみ
● 運転免許更新時講習 違反講習／13:00～ 優良講習／15:30～ 会 余市町中央公民館 問 余市警察署 ☎22-0110
 - 14(木) ● 広報『仁木』10月号発行 問 総務課 ☎32-2511
● 第1期短期集中予防サービス運動教室 会 町民センター／第1部：9:30～10:30 第2部：10:45～11:45 第3部：13:30～14:30 問 地域包括支援センター ☎32-3855 ※参加者募集中
 - 15(金) ● リハCaféニキボー（尾根内地区） 会 尾根内会館／13:30～15:30 問 地域包括支援センター ☎32-3855 ※予約制
 - 16(土) ㊚ 今野設備 ☎090-3118-4433
 - 17(日) ㊚ よいち北川眼科医院 ☎22-1308
㊚ 藤田設備 ☎080-3268-0706



運転免許証更新時講習について

お問い合わせ先
余市警察署
☎22-0110

余市警察署で更新を行う場合、①警察署で手続き（視力検査など）②中央公民館で講習③約一か月後、警察署で免許証の受領の順番で更新を行います。

- ※新型コロナウイルス感染拡大予防措置
- ・受講人数を制限し、完全予約制とする場合があります。事前に警察署へ確認してください
- ・受講にあたって、マスク着用の徹底をお願いします
- ・その他、係員などの指示に従ってください

仁 木町の皆さま、初めまして。7月1日より地域おこし協力隊として仁木町で暮らしています。出身地の神戸市はもうそろそろ、仁木町移住の直前まで約8年間暮らしていた太平洋沿岸のまち登別市と気候風土が大きく異なり、日々新しい発見で、毎日がびっくりの連続です。もっとも驚いたのは、私の職場である仁木町観光協会事務局の女性スタッフ3名のパワフルな仕事ぶりです。

「あいちゃん」こと、尾崎愛サブマネージャーは、イベントの企画運営などを担当していますが、小さな身体でハンマーを振り下ろし、自分の背丈をはるかに超える看板の杭を打つなど、男前な仕事ぶりを発揮するかと思えば、デザイナーが使用する専門的なソフトウェアでサクサクとイラストを描き上げるクリエイターに大変身。様々なソーシャルメディアを駆使して、仁木町観光を幅広くPRする広報ウーマンとしても大活躍しています。

花のことなら「さっちゃん」と自他ともに認めるフーリストの鈴木さつきマネージャー。もちろん果物や野菜についても博識であり、果物狩り情報や果実の生育状況など、お客さまからの様々な問い合わせや私のトンチンカンな珍問奇問にも丁寧かつ的確な応答

で、仁木町観光コンシェルジュの役割をしっかりと果たしてくれています。一見のんびりとした雰囲気のある木馬ネージャーですが、ハード・ネゴシエーターとしての意外な一面もあり、誰に対しても物怖じせず交渉を進め、仕事のあれこれをささっと決めていってくれる頼もしい存在でもあります。そして、オフィスワークの百貨店と違って過言ではないほどの多彩、幅広い仕事をバリバリとこなしていく

のが猪股麻衣子チーフです。私などは、ただただ「まいごさん」の迫力ある仕事ぶりに圧倒されており、両手いっぱい仕事を抱え、そこまで頑張らなくてもと思う状況でも妥協なく仕事を続けてきた彼女の姿勢が、観光協会事務局の対外的な信頼に結びついているように思えます。

観光協会は、町内外から様々な皆さまが訪問される、人と情報の交差点です。訪問者の多くが3人のことを親しみをこめてファーストネームで呼びます。彼女たちが仕事や日々の生活のなかで、長年にわたり多くの方々との良好な関係づくりに努めてきた証です。

仁木町観光協会は、令和2年4月に任意団体から一般社団法人へと組織変更しました。私の仕事は、この能力あふれる（本人たちは体力勝負と言っておりですが……）3人の事務局スタッフと一緒に、会員の皆さまの声を反映し、観光協会が新たに進むべき方向へ舵を切ることができるよう知恵を絞ることです。果樹栽培でのこだわり、ワインづくりにかける情熱……。まずは、ひとりでも多くの会員からお話を伺うことを仕事の出発点にしたいと思います。会員の皆さまにおかれましては、大変お忙しいところ恐縮ですが、お話を伺う時間を少しでもいただければ幸いです。会員の皆さま、そして町民の皆さま、観光協会事務局4人目のスタッフ福原豊之をよろしくお願いたします。

広報仁木表紙写真募集中



広報仁木では、広報の表紙を飾る、町内の四季を切り取った写真を募集しています。デジタルカメラだけでなく、スマートフォンで撮影いただいた写真でも構いません。『ごつておきの仁木町』の写真を、ぜひお寄せください。応募方法など詳しくは、下記までお問い合わせください。

大勢の来町者で賑わったお盆も過ぎ、吹く風にもどこことなく秋の気配が感じられるようになった8月19日『バイクの日』、国道5号を往来するバイクライダーの皆さまに、交通安全の啓発活動を行いました。これから秋の行楽シーズンが本格化します。ドライバー・歩行者ともに、交通ルール・マナーを守り、安全で楽しい行楽シーズンをお過ごしください。



📷 今月の表紙

(撮影場所/大江)

●お問い合わせ先 総務課広報交通係 ☎32-2511